

窓口で本人確認を行っています

第三者による虚偽の届出や証明書等の不正な請求を防ぐため、窓口に来た方の本人確認を行っています。届出や請求の内容に応じて、次のような本人を確認するための書類が必要です。

戸籍の届出（婚姻や離婚など）、住民異動届（転入や転出など）、戸籍謄抄本等の交付請求、国民健康保険に関する届出（加入の手続き、被保険者証の再交付申請など）

公的機関が発行した顔写真付の書類を1点確認します。

公的機関が発行した顔写真付の書類がない場合は、公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を2点以上確認します。

住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付請求

公的機関が発行した顔写真付の書類又は公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を1点確認します。

印鑑登録申請

公的機関が発行した顔写真付の書類を1点確認します。

本人以外による代理申請や公的機関が発行した顔写真付の書類がない方の申請は、申請方法が異なりますので、町民課住民担当にお問合わせください。

マイナンバー（個人番号）を記入する書類の提出

マイナンバー（個人番号）を記入するときの本人確認は、マイナンバー（個人番号）の確認＋身元確認を行うこととなっています。

①通知カード（又はマイナンバー（個人番号）の記載された住民票）でマイナンバー（個人番号）の確認を行う場合

身元確認のために、公的機関が発行した顔写真付の書類を1点、公的機関が発行した顔写真付の書類がない場合は、公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を2点以上確認します。

②マイナンバー（個人番号）カードを提示した場合

マイナンバー（個人番号）確認及び身元確認を個人番号カード1点で行うことができます。

！！知らない会社から、電話でマイナンバーを聞かれることはありません。ご注意ください！！

公的機関が発行した顔写真付の書類の例

運転免許証、旅券、マイナンバー（個人番号）カード、顔写真付の住民基本台帳カード、在留カード

公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類の例

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、顔写真付でない住民基本台帳カード

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126

検定受検料助成金交付制度

町では、実用英語技能検定（英検）・実用数学技能検定（数検）を受検した際の検定料の助成を行っています。

- ・対象者 町内に住所があり、検定を受検した小中学生の保護者
- ・助成額 各検定 1,000円
※それぞれの検定に対し、1年度に1回の助成です。
※予算がなくなり次第、終了します。
- ・申請方法 教育委員会又は町HPにある申請用紙に必要書類を添えて、2月28日(木)までに申請してください。

問合せ 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線304